

J R 四国労組ニュース

平成29年5月30日（No.22/1）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／幸 大

36 協定違反に関する 団体交渉開催！

本部は、4月24日に開催された経営協議会で説明を受けた36協定違反について、団体交渉を申し入れていたが、本日1回目の交渉を行った。

なお、申第22号に対する会社の回答は次のとおり。

【申第22号「36協定違反について」】

1 二度目となる今回の違反をどのように受け止めているのか明らかにされたい。

4月24日に開催しました経営協議会において、貴側と会社との間で締結しております36協定の定め反する事象が発生したことを報告させていただきました。その後、発覚した職場以外にも同様の事象がないかを確認するため、全職場において過去3年間にわたって緊急調査を行った結果、複数の職場で36協定の定め反する事象が発生していることが判明しました。

具体的には、今回発覚した36協定違反のほとんどは、1日の限度時間である8時間を超過した事象であり、1ヶ月の公休日労働の回数限度である2日を超過した事象も少数ですが発生しており、一部の職場では、36協定違反が恒常的に発生していることも判明しました。

36協定は労使間の信頼関係に基づいて締結しているものであり、時間外労働及び公休日労働を命じる法的根拠として、会社には非常に重い遵守責任があると考えております。まずはこのような事態を招いたことを深くお詫びするとともに、今後の対応方について真摯な意見交換を行いたいと考えております。

2 今回の違反について原因を明らかにされたい。

今回の36協定違反については、過去3年間の合計で31箇所、1,708件発生しており、そのうち1日の時間外労働の8時間超えが1,648件、1ヶ月の公休日労働の2日超え（3日以上）が60件となっています。

まず、本社等においては、4箇所、49件発生しており、そのうち非常災害で労基法第33条に基づく届出がされていないもの（以下、33未届）が30件あるため、それらを除いたものは19件となっています。主な理由は、団体臨時列車の資料作成、新型車両の走行試験の報告資料作成、ダイヤ改正作業等です。

駅については、15箇所、191件発生しており、そのうち33未届が98件あるため、それらを除いたものは93件となっています。主な理由は、ダイヤ改正資料の作成、保守用車・線開等運転報記入、急病者の代務、団体添乗等です。

運転区所（工場も含む）については、全8箇所、1,437件発生しており、そのうち33未届が21件あるため、それらを除いたものは1,416件となっており、そのうちの約96%が乗務員に関するものです。主な理由は、乗務員については年次有給休暇の取得や突発休に伴い、泊り勤務の明番に8時間を超える泊りの臨時勤務を指定したものであり、要員需給が厳しい列車乗務員が違反のほとんどを占めています。検修系統等については、非常災害以外での車両の故障や不具合対応等です。

工務系現業機関においては、4箇所、31件発生しており、そのうち33未届が5件あるため、それらを除いたものは26件となっています。主な理由は、非常災害以外での設備故障等への対応や夜間作業の前後での各種資料作成等です。

J R 四国労組ニュース

平成29年5月30日（No.22／2終）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／幸 大

3 再発防止に向けた今後の対策について明らかにされたい。

今回の36協定違反においては、1日の時間外労働の限度（8時間。特別休日、調整休日及び代休の場合は18時間）及び1ヶ月の公休日労働の限度（2日）についての管理者の認識不足が大きく影響しているため、まずは管理者への指導を徹底するとともに、出務表システムや乗務員の当直システム等の改修の検討を早急に進めることで、1日の時間外労働の限度及び1ヶ月の公休日労働の限度違反を発生させない対策を行うこととします。

また、時間外労働の管理の徹底を図るため、箇所長による事前の指示・承認と実績の日々管理が容易にできるよう超過勤務等整理簿の様式変更を行うとともに、本社においては継続的に実態調査を行っていきます。

《主な交渉内容》

【組合】会社は過去にも36協定違反を発生させており、二度と協定違反を発生させないよう再発防止に取り組んできたが、再び協定違反を発生させたことは誠に遺憾であり、労使の信頼関係が薄れつつある。

【会社】過去に発生した36協定違反と内容は異なるものの、協定違反を発生させたことを真摯に受け止め再発防止に努めたいと考える。また、管理者教育の徹底、システム改修等により、二度と協定違反が発生しない体制づくりを構築していきたい。

【組合】今回の36協定違反は要員不足が1番の原因だと考える。組合は、これまでも適正な要員配置を訴えてきたが、改善されていないのが現状である。業務量に応じた要員を確保すべきである。

【会社】近年、採用者数を増やしたり中途採用により要員確保に努めてきた。今後も、年齢構成、業務量を勘案し、会社の将来を見据えて慎重に検討したい。

【組合】恒常的に協定違反が発生している箇所は。

【会社】列車乗務員の所属箇所であり、主に泊まり勤務の明番に8時間を超える泊りの臨時勤務を指定したものである。

【組合】早急に対策を講じるべきである。

【会社】乗務員については、泊まり勤務の明番に臨時勤務を指定する場合、行路を分割するなど1日8時間を超える臨時勤務が発生しないよう対策を講じるとともに、特定の社員だけに負担がかからないよう歯止め策を検討する。また、日勤職場については、管理者の指導を徹底し、再発防止に努めたいと考える。

【組合】今回の協定違反を受け、現在締結している36協定を破棄せざるを得ないとする。

【会社】一方的に36協定を破棄するのは困難であるとするが、労使の合意があれば可能である。しかし、36協定の未締結では列車運行が困難となるため、貴側の申し入れを踏まえ36協定の見直しを検討したい。

交渉終了後、業務対策委員会を開催し、現行の36協定の取り扱いを含め団体交渉を継続することとし、交渉日程については窓口と調整することとした。

以上